

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	34 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	80 件(検査報告 平成 22 年度～27 年度)
上記のうち改善の処置が一部履行されていない件数	1 件

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年度策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2) 平成 27 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 27 年度決算検査報告に、平成 20 年度から 26 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、平成 26 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 79 件から、28 年次(27 年 10 月から 28 年 9 月まで)は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの(以下「検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの」という。)10 件を除いた 69 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が 44 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が 25 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)及び改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)は 0 件となっていた。

そして、上記の検査分履行済 25 件及び 28 年次は検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 10 件の計 35 件並びに平成 27 年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事

項 49 件の合計 84 件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記 84 件のうち、今年次は検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 4 件を除いた 80 件について、28 年 8 月から 29 年 7 月までの間に、関係する 34 省庁等のうち、33 省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの 1 庁については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

(1) 検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

上記の 80 件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が 58 件、検査分履行済が 21 件、一部不履行が 1 件、不履行が 0 件となっていた。これを、平成 27 年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と、22 年度から 26 年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

ア 平成 27 年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成 27 年度決算検査報告に掲記した処置済事項 49 件のうち、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 3 件を除いた 46 件について検査したところ、履行済が 35 件、検査分履行済が 11 件となっていた。

イ 22 年度から 26 年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

22 年度から 26 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 35 件のうち、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 1 件を除いた 34 件について検査したところ、履行済が 23 件、検査分履行済が 10 件、一部不履行が 1 件となっていた。

ア及びイにおいて記述した改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表 1 及び表 2 のとおりである。

表 1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況 (単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項 (A)	検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの (B)	検査対象の処置済事項 (A) - (B)	改善の処置の履行状況			
				履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
平成 22 年度	1	—	1	1	—	—	—
23 年度	2	—	2	2	—	—	—
24 年度	2	—	2	1	1	—	—
25 年度	10	—	10	5	4	1	—
26 年度	20	1	19	14	5	—	—
計	35	1	34	23	10	1	—
27 年度	49	3	46	35	11	—	—
合計	84	4	80	58	21	1	—

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

省庁等名	検査対象の 処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
国会(国立国会図書館)	1	1	—	—	—
内閣府(内閣府本府)	1	1	—	—	—
内閣府(宮内庁)	1	1	—	—	—
内閣府(警察庁)	3	—	3	—	—
総務省	1	1	—	—	—
法務省	4	3	1	—	—
財務省	1	1	—	—	—
文部科学省	2	1	1	—	—
厚生労働省	注(2) 3	2	注(2) 1	—	—
農林水産省	10	6	4	—	—
経済産業省	1	1	—	—	—
国土交通省	14	9	4	1	—
環境省	3	2	1	—	—
防衛省	8	7	1	—	—
東京地下鉄株式会社	1	1	—	—	—
東日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
中日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
西日本高速道路株式会社	1	—	1	—	—
全国健康保険協会	1	1	—	—	—
日本年金機構	注(2) 2	1	注(2) 1	—	—
国立研究開発法人防災科学技術研究所	1	1	—	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	3	3	—	—	—
独立行政法人国際協力機構	3	2	1	—	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	1	—	—	—
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	—	1	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	—	1	—	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人地域医療機能推進機構	1	—	1	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	2	2	—	—	—
首都高速道路株式会社	1	1	—	—	—
阪神高速道路株式会社	1	1	—	—	—
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1	1	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	1	—	—	—
計	80	58	21	1	—

注(1) 省庁等名は、平成29年7月31日現在の名称としている。

注(2) 厚生労働省及び日本年金機構のうち各1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る処置済事項であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(2) 一部不履行を検査報告に掲記したものの概要

検査の結果、一部不履行1件については、本章中に不当事項として掲記しており、この概要を示すと表3のとおりである。

表3 一部不履行を検査報告に掲記したものの概要

処置済事項の件名	平成28年度決算検査報告における掲記状況
下水道事業における終末処理場等の設計に当たり、基礎杭とく体の底版との結合部について地震時における所要の安全度が確保されたものとなるよう改善させたもの (国土交通省・平成25年度決算検査報告636ページ参照)	前掲424ページの「汚水処理槽の基礎工の設計が適切でなかったもの」(事業主体：奄美市)参照

3 本院の所見

一部不履行1件については、関係省庁において改善の処置について更なる徹底を図るなどして、改善の処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、上記の一部不履行1件、前記の検査分履行済21件、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの4件及び平成28年度決算検査報告に掲記した処置済事項47件の計73件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。